

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成19年3月29日(木)
午後 2時00分から午後 3時40分

- 2 会議場所 愛川町文化会館3階特別会議室

- 3 出席委員 教育委員長 八 木 一 郎
委員長職務代理者 岡 本 弘 之
教育委員 三 好 容 子
教育委員 足立原 威
教育長 熊 坂 直 美

- 4 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 齋 藤 隆 夫
生涯学習課参事兼課長 相野谷 茂
教育総務課長 河 内 健 二
スポーツ・文化振興課長 大 貫 佳 孝
教育総務課主幹 菊地原 千 里
教育開発センター指導主事 中 村 正

◎開会

- （八木委員長） どうも皆さんこんにちは。忙しいところ、ご苦労さまでございます。

ただいまから3月定例教育委員会を開催するわけですが、教育委員会を開催するに当たりまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項ということの規定がございまして、「教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない」ということが文言でうたわれておりまして、これは既に皆さんご承知のことだと思いますが、本日は長年これを入れておりませんので、改めて再認識のためにちょっと読み上げさせていただきました。

したがいまして、本日の出席委員さんは5人でございますので、3月定例会は成立いたすということでひとつご承認をお願いいたします。

◎日程第1

- （八木委員長） それでは早速、議事日程に入らせていただきますが、日程第1、会期の決定についてであります。本日1日と定めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （八木委員長） そういうことですので、会期は本日1日と定めさせていただきます。
-

◎日程第2

- （八木委員長） 続きまして、日程第2、前回会議録の承認について、前回の会議録が既に皆さんのお手元に配られておると思いますが、もし質疑がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

（「ご異議ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようでございますので、会議録前回は原案のとおりご承認をいただきまして、後ほど署名原本をお回しいたしますので、署名をお願いしたいと思います。

◎日程第3

- （八木委員長） 続きまして、日程第3、教育長報告事項に移りたいと思いますが、報告事項並びに2番の平成19年第1回愛川町議会定例会について及び3番の教職員人事異動につい

て、一括でご説明をお願いいたします。

○（八木委員長） 教育長。

——教育長より詳細について説明——

○（熊坂教育長） 続きまして、平成19年第1回愛川町議会定例会のお話をさせていただきます。

3月1日に始まりまして、最終日が3月22日でした。議会の内容といたしましては、1つは一般質問、これにつきましては質問事項の表がお手元にあるかと思いますが、今回は4人の議員さんから一般質問がございました。内容がダブっている点もあるわけですが、中学校へ少人数学級の導入をということを県が打ち出してまいりまして、それに対しての町の考え方等を聞かれた内容でございます。

小学校については研究ということで、現在小学校の1、2年生が少人数学級を実施してもよいということで進んでおるわけですが、中学校についても同じような研究ということで少人数学級を実施してもよいということが2月ですか、県の方から通知が参りました。中学校にもお話をしまして検討いただいたわけですが、3校とも来年度該当するわけですが、少人数学級はとらないで少人数指導で実施をしていきたいということでございました。

中学校の場合、担任を持つ人の数はあるわけですが、少人数学級をやりますと9教科にわたって授業時数の問題が出てまいります。持てる教科もありますし、持てない教科もあると、そのような関係もありまして、きめ細かく教科の指導を充実をさせたいということの、中学校では少人数学級は当面実施をしないということでございますので、その説明をいたしました。

なお、少人数指導で加配がされています教員は、英語と数学がどの学校でも採っておりますのでその教科は対応ができるわけですが、一番ネックは国語あたりが週4時間等、授業がございましたので難しさがあるということでありました。

それから2つ目としましては、予算に絡んでくるんですが学習サポーターの派遣についての質問がございまして、予算の中で小学校は従来どおりの派遣ですが、中学校の方は1名から2名に増員するというお話をいたしてございます。

それから2点目といたしまして中学校給食について、先ほどお話ししました検討委員会の進捗状況についてのご質問がございました。

近藤議員についても2つ目の少人数クラスの導入についてということで、井上議員のものと同じようなことが入っておりますので、その内容で同じような対応をさせていただきます。

次に、小島議員さんからは温暖化防止に向けての校庭の芝生化の取り組みについてというご質問がございました。

新聞等でご存じのように、東京都は戸外のところを学校を芝生化していこうということがあるわけですが、本町では緑が多いといったこともありますし、屋上の芝生化と言われた場合に、屋上がそのような対応になっていないという部分もございますので、当面は研究にとどめたいというお話をしております。

7番目の小林議員も中学校給食のことを含めてお話がございまして、中学校給食の民間委託の現状と今後の見通しということでお話がございました。現在3校実施をしており、2年後さらにもう1校を実施し、その後、職員の定年退職等を見通した中で実施を考えていきたいということでお話をしております。

一般質問については以上でございますが、その他の内容としましては、主としまして19年度予算についての質疑がございました。

予算の概要につきましては前回にお話をさせていただき、すべての予算が可決をされまして、来年度その予算に基づいて実現、施行をしてみたいと考えております。

次に教職員の人事関係でございますが、資料3をご覧いただきたいと思います。一番表には人数等で示してございますが、まず昇任関係では教頭先生が新たに3名、それから配置替えの先生方が校長1名、教頭1名、教諭6名ということでございます。

それから転任辞職で、これは厚木市等へ出ていかれる方でございます。校長がゼロ、教頭は3名、それから教諭が12名でございます。

続いて転任採用ということで、4月以降愛川町に来ていただく方でございますが、校長が2名、教諭が9名ということになっております。

それから4月1日付での新採用の教諭が11名、小学校が8名、中学校が3名でございます。

退職は全部で5名、定年が小学校校長1名、それから勸奨退職が小学校校長1名、小学校教諭2名、中学校事務職員1名ということでございます。

2枚目の資料に具体的な氏名まで入りました資料を添付しておきましたので、参照していただきたいと思います。

なお、辞令伝達は、転退職は明日10時から、赴任者については4月2日10時半から予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。その式次第等もお手元に配付してあるかと思っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上、教育長の報告事項につきまして終わらせていただきます。

○（八木委員長） ありがとうございます。

今、丁寧に説明をしていただきました教育長からの報告でございますが、何かご質疑、ご質問がございましたら受け付けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

いかがですか。

○（八木委員長） 三好委員。

○（三好委員） 教育長報告事項の中の3月23日のパートナープランの推進会議がありましたけれども、一応3月のその会議をもって終了するようなことでしたが、来年度の平成19年度の事業にあたりまして、公募やら団体の代表やら委員の設定がされていると思いますけれども、今現在どのような決定内容になっておりますでしょうか。

それから教育委員が1人、このパートナープランの推進会議に出席をしておりますけれども、教育委員はどのような扱いとなりますでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それからもう一点ですけれども、議会の中の答弁の中で近藤議員の内容の一番最後ですけれども、巡回派遣授業というふうに書いてありまして、不登校など個別の支援が必要な生徒に対応をしているという内容ですが、この事業について詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○（八木委員長） ありがとうございます。生涯学習課長、お願いします。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 現在のパートナープランの推進会議の役員でございますけれども、まず公募の方が4名様ございまして、現在1名しか応募がございません。それであと3名様でございますので、これにつきましては4月15日付のお茶の間通信で再募集してみまして、それでまた決めてまいりたいと思います。

あと教育委員の中の代表で、今、三好委員がパートナープランの役員をやっていますけれども、これにつきましてはまた教育委員の中で決めていただきたいと思います。

○（熊坂教育長） もう一つ方の近藤議員の方のご質問の関係ですが、新教育の関係が、これは新聞にも出ておったかと思いますが、各学校で校内の支援教育の体制づくりをしていかなければいけないと、そういうことで来年度各学校で委員会をつくっていただき、その中心になる人がコーディネーターというふうに呼ぶわけですが、その方を中心に校内での指導体制をつくっていただきます。ただ専門的知識等が必要な場合がありますので、町の方で専門のアドバイザーを巡回という形で各学校のその会議に出席をして、アドバイスをいただくというような予定になってございます。年間、各学校3回程度かというふうに思っておりますが、

アドバイザーの派遣をしていきたいと思っております。

県の方で少しずつ、試運をするということで研究指定校になっているのが町内に4校ございます。小学校が2、中学校が2ですが、そこに限ってはコーディネーターの支援ということで週6時間程度でしょうか、非常勤講師を派遣をしていただく予定になっております。

細かい内容についてはこれから県の方から話があり、詰めたいと思っております。

以上のようなことがございますが、答えの中ではそこまではしておりません。新教育の内容というのはそういうことでございますが、近藤議員さんが初め出されていた内容は、東京都がここで退職するような教員を再雇用という形で雇っておりますが、その補充に充てるといようなことが出たみたいですが、町でもそれはどうだという話もあったんですが、要は県とか都だと人事権専用の機能がありますのでそういうところはできますけど、町の方にはそこが無いということがありますので、町はサポーター等の活用で対応をしていきますという話をしております。

以上でございます。

○（八木委員長） ありがとうございます。

今の生涯学習課長のお話の中で、パートナープランの、教育委員会から1名出る、推薦ということなんですが、これはちょうど今ローテーションが切り替わるときというわけですね。それは次回でよろしいですか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） そうですね、教育委員さんから委員の推薦につきましては、後日推薦依頼をいたしますので、その時点で推薦いただければと思います。

○（八木委員長） わかりました。他にいかがでしょうか。

○（岡本委員長職務代理） 質問ですけど、これは人事の部分で県の方でやっておられるのでありがたいことですが、町の新採用の雇用は11名ということですね。この新採用を含む割合というか、この地区、計画事務というですね、これは愛川町で11名ですよ。

○（熊坂教育長） そういうことです。

○（岡本委員） 厚木市と含めてではないですよ。

○（熊坂教育長） はい。

○（八木委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 厚木を含めると、この厚木愛甲管内で清川がゼロなんです、60数名、事務職を入れると70という話を聞いておりますので。

○（岡本委員） では、決して多い訳ではないという答えですね。

○（熊坂教育長）　そうですね。退職される方も徐々にふえてきますので、補充は定員を採るだけでは賄い切れないということで、新採用がこれからしばらくは増える傾向にあるかを見ております。

○（八木委員長）　よろしいでしょうか。

他にいかがですか。

ひとつよろしいでしょうか。議会の質問の小林敬子議員の中の、いわゆる小学校の民間委託なんですが、既に3校はもう3年ぐらい前から民間委託が始まっているんですけど、もちろん人件費の節減ということがメインで行われている1つの企画であろうとはわかりますが、それは全部が終わるまでどれだけ、例えば常勤の調理員さんの定年退職を待っている人で、非常に和やかなやり方だと思うんですが、平成32年ですべて終わると。こんな長いスパンを見ていてよろしいわけですか。

これは人事の問題もあるかと思いますが、逆に言えば業者委託の給食がいいにつけ悪いにつけ、小学校6校の中の平均的なイメージといたしますか、どうも落差ができてしまっている時間が長過ぎるような気がするんですが、これはやっぱりやりようがないということでしょうね。人事の問題で、例えばこの方々をほかへ配置転換をしてすべて民間委託にするとか、そういう企画立案というのはいり得ないとかでき得ないとか、そういうものでしょうか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○（八木委員長）　教育総務課長。

○（河内教育総務課長）　小学校給食の民間委託については、ご案内のように高峰小学校を、平成13年6月で民間の委託をしたということでございます。そしてその後15年に田代小学校、それから17年に、中津小学校ということで、この業務は民間委託いわゆる民間の活力導入と、また専門的な知識等を有する、また業務を運営するに当たっての効率的な運営を図る民間にということで、民間委託化をしたということです。それで、基本的にはその考え方でありまして、そしてさらに直営でありますと当然、職員を配置をしてございますので、職員の身分というものも保障していかなければいけないということもございます。したがって、今いる職員は3月29日現在、職員については11名いまして、この3月31日付で2人がまた定年退職でやめますので、19年度体制としては正規の職員については、9名ということになります。したがって9名ですと、例えば半原小学校、中津第二小学校、それから菅原小学校が助成で行っておりますので、そこに3名ずつの正規職員を配置をしまして、またちょっと不足が生じる部分については臨時職員で対応していくということで考えてございます。

それでまた具体的に申し上げますと、来年度19年度でまた2名の職員が、定年退職を迎えます。したがって今度7人になりますので、そのときには19年度末に7名体制になりますので、20年からは1校、その3校のうち民間委託化をしないと体制的に整えることができないということで、一応そんな考えを持っています。

さらに定年退職ということを見たときには、平成24年から25年に定年等の退職を迎える方がいますので、そこでまた1校ですね。

それであと、今40後半の方がまだ当分の間調理員でおられますので、その方がいわゆる定年退職をするまでは身分として保障していくということがありますので、先ほども委員長さんからのお話の平成31年ないし32年ということで、そういう調理員の定年退職が全部終わりますして、そこで初めて最終的に民間委託化になるということの構想であります。

それからその前に例えば民間委託が必要であればということで、その職員調理員を続いて他の仕事につくということになりますと、職員の調理員は町の制度上でいきますと行政職2の給料の適用を受けており、その方を一般事務職に切り替えをすることもなかなか困難なことであり、これは資格の問題も含めまして、また採用するうえでの条件等の問題もございしますので、できないような状況にあります。

そういったこともまた今後研究しなければならない部分もあるかと思いますが、現時点ではそのようなことをご採用をするために平成32年というような計画があるということでございます。こんな状況でございます。

○（八木委員長） わかりました。ありがとうございます。

今19年ですから、随分長い話ですね。始まってから考えますと私なんか納得できないね、こういう1つの行政に対してはね。もっともっと、せつかくあれだけの雄たけびを上げて経費節減、それから中身も必ずという意気込みのもとに民間委託が始まったわけですから、これを見て私びっくりしてしまったんだけど、この質問。よくこれで議員さんは黙っているなど逆に思ったんですが。結果は私らは何とも言えないんだけど、ただ常識的に考えたら、これは世間の非常識、最たるもの、これだけは一つ確認をしてほしいと思います。以上でございます。

ほかに何かございますか。

○（八木委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） 教育長報告事項の中に我々も参加しているわけですが、9日と20日に卒業式がございました。それについて教育委員会としては、そういうものを把握をされてい

て、問題はなかったと思いますけれども、私も参加をしたんですけれども、教育委員会の立場の者は出ていてお願いしているわけですから、その中に教育委員会の言葉と入れてメッセージがありましても、紹介するときに全く入れないことがある。そういう状況なんですけれども、一生懸命指導当局ではこの文をつかって、なかなか好意を持っていたようですが、それはいいんですけどね。その辺のところの何か指導がちょっと、別にここは読んでくれとは言いませんけれども、一応紹介するとか、あるいは教育委員会の言葉とか、これは一応、最初の段階の方でお読みくださいとか、そういう形もあると思うんですけれども、読まれるところもあると思うんですけれども、その辺のところの指導が何かおろそかになっているかなという感じがするんですけれども。

○（八木委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 基本的には紹介はしてもらおうということになっております。ただ、人の入れ替わりがありまして、校長・教頭・教務一遍に変わったなんていうときには、うっかりするとその辺が省略されてしまう場合があるかもしれません。また、来年度に向けて徹底を図ってまいりたいと思います。

○（八木委員長） 三好委員。

○（三好委員） 三好です。今の足立原委員さんのご意見に賛成ですけれども、式辞や告辞、そういう内容の違いはきちんとすることが一大事だと思います。PTAの会長さんが式辞をということをおっしゃったんですが、そういうような混乱というか、式が厳かで非常に重い内容があるという、そういう認識が欠けているのではないかなということが気になるんですね。人の入れかわりが管理職の方にあるので、そういうこともちょっとうっかりあるなという話ですが、それはおかしいのではないかなと思います。それはあつてはならないことではないかなと思うんですよね。全校挙げて、それから保護者等を入れてきちんと卒業式、入学式という、そういう式を行うという、その内容についてももう少し慎重に真剣に重く受けとめていただきたいなという感想を持っています。

以上です。

○（八木委員長） ありがとうございます。

○（八木委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） また徹底を図ってまいりたいと思いますが、PTAの会長へは基本的には式で学校がお願いするときは、PTA会長の言葉をお願いしますということで言っていますので、本人のあれが勘違いという、式辞というとならば、それは、ですから学校でも、言わ

れて初めてあれっと思われたような節があると思います。また機会を見て、学校からもPTAの会長さんに伝えてもらいたいと思いますが、そのようなことがございました。

とりあえず、そういうことです。

- （岡本委員長職務代理者） 私も2校出たんですけども、校名は言いませんけど1校出たところは、いわゆる式典と、それから子供たちが中心でお別れをする、それを2部と分けておられて、前半の式典に関するところが終わったところで、一旦ご用の方はお引き取りになっても結構ですという指示があって、これからは2部とは言いませんでしたけれども、子供たちを中心に何かやられるんでしょう。私はちょっと出てしまった問題ですけども。そういうようなことで、きちんとある意味で式と、そういう子供が中心になっているものというのを意識してやってはいるのかなという、なかなか考えておられるなというところも1校ありました。

先ほど出た教育委員会のことですけど、やっぱり2校で扱い方が違いました。トップはきちんと教育委員会からお言葉を頂いて、印刷をしてお配りの中にとじてあるような、ごらんくださいということをはっきり言っておられました、片一方が。

片一方は何か、余りはっきりとは言いませんでしたけれども、やっぱり対応がちょっといろいろあるようですね、何か、いろいろね。感想です。

- （八木委員長） よろしいですか。

今の卒業式、私は愛川中学へ、行ってみて子供たちが本当に何というのか、素朴でいいなという感じをすごく持ちましたね。今までに出ていてあちこち行かせてもらっていますが、非常にみんな素直というか、男の子も女の子も別れは寂しいということで、体育会系でこんなに大きい子がこうやって泣くんですよ、ワンワンね。みんなで見ている、最近すごい純真だなという意識を皆さん来賓の方は持っていましたけど。

もう一つは、今岡本委員さんから出ましたように、こういう子供たちが主体の卒業式だから我々が何をいわんやなんですけど、お客さんの声としては別れのパフォーマンスが物すごく長い。愛川中学なんかでは、まさか長いとは言いませんでしたけど、ほかの方が、あれは教室へ行ってじっくりと担任の先生とやっていただく場面だなという声もありました。確かに。それは何とも言えません、子供が主体ですから。

- （岡本委員長職務代理者） 私も八木委員長と同じように、ちょっと私は現場に行った経験として、少しちょっと教室でやるべきことが式の中に入っているのではないかなと。お客さん、来賓も来ていますからね、そんなふうに感じましたね。もっと担任とやるべきというの

ではなく、やるなら前の日にやるとか、そういうことをやるべきではないのかなというふう
に。

- （八木委員長） だけど、雑談的になって恐縮だけれども、あれだけ今、保護者の方がたくさん出られるでしょう。あの場面をまた期待しているような感じもしますね。もうほかの人の話はいい、子供たちがあれだけ感動してやっているということを、自分たちの目の前でその子供のしぐさをじっと見て自分たちで感銘していると、そういう場面もあるから一概には言えないのかなと思って帰ってきたんですが。中にはちょっと長いなという人も確かにおりましたけどね。その辺はまたよく研究していただくことにしたいと思います。

ほかのことも結構ですが、教育長報告事項について何かございますか。

（発言する者なし）

- （八木委員長） もしもないようでしたら、教育長の報告事項は報告のとおりご承認をしていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （八木委員長） どうもありがとうございます。

◎日程第4及び日程第5

- （八木委員長） それでは、続いて次の案件に入ります。日程第4、議案第13号、日程第5、議案第14号、それぞれ愛川町立の公民館長の任命ということで、半原公民館、中津公民館の館長の任命案件でございますので、一括して上程、説明をお願いしたいと思います。

生涯学習課長。

- （相野谷生涯学習課参事兼課長） それでは、日程第4の愛川町立公民館の任命について、半原公民館と、日程第5の愛川町立公民館の任命について、中津公民館について一括説明させていただきます。

公民館の任命につきましては、愛川町立公民館条例第4条に基づき任命するものでございます。任命予定者の決定に当たりまして公募を行いまして、3名の応募者から提出レポート及び面接により選考いたしました。任命予定者は、半原公民館長に愛川町半原4231番地、新井本彦さん、64歳の方、中津公民館長に愛川町半原2499番地、木藤美智子さん、60歳の方でございます。両者は人格円満で生涯学習に豊かな識見を有し、町内や地域の実情に詳しいことから任命いたしたいと存じます。

なお、愛川町立公民館長に関する事務取扱要綱から、身分につきましては非常勤職員、任命期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までといたしたいと思います。

また、勤務形態につきましては、基本的には勤務日数が月12日、1日6時間勤務でございます。報酬は、愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例並びに同条例施行規則の附則書の規定に基づき支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○（八木委員長） ありがとうございます。

今の説明で何かご質問がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○（八木委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） 別にこの方に異議があるのではないのですが、公民館の館長というのは非常勤という枠ですね、非常勤公務員という。もちろん来ているのですが、いろいろ公民館を視察している団体にはいろいろな団体がございますね、ボランティア団体。そういう方々と共同で何かをその館で催すような場合にも、館長がやっぱり一緒に主催者というような形で名前を連ねていい、あるいはそれ以上にいろいろな段階がございますが、もちろん公民館まつりなどの場合はいいんでしょうけれども、その館として独自の仕事をしていく、その辺のところはどんなふうになっているんでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○（八木委員長） 生涯学習課長、お願いします。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 館長と利用者団体との共同で行う行事につきましては公民館まつり、これが一番代表的な例でありまして、それぞれ実行委員会を組んで、そのまつりの内容とか、計画の協議をいたしまして、それで実行するものになっているのですが、あとその他に個別の団体の事業がございまして、特に中には、それについては共催もそうなんですけど、後援という形もありまして、そういった形ではたまたま館長が名前を出して、より参加者を募るといって出している例もございまして、これがいいものかどうかは、ちょっと今、判断が難しいのですが、とにかく行事をやるに当たって少しでも多くの方に参加していただくということでは、館長の名前などを出している場合があります。

○（足立原委員） わかりましたですがけれども、その辺のところを、館長というのはあくまでもお役人で、そういうわきまえが大切かなと、思います。以上です。

○（八木委員長） ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

もしご質疑がなければ、原案のとおり両館長の任命を承認していただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （八木委員長） 異議なしと認めますので、原案のとおり承認をよろしくお願いいたします。
-

◎日程第6

- （八木委員長） 次に、日程第6、議案第15号 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてに移ります。

説明をお願いします。

- （八木委員長） 生涯学習課長。

- （相野谷生涯学習課参事兼課長） 日程第6、愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第15号の同案を説明させていただきます。

今回の改正は、中津公民館の無休化と図書館の開館時間の拡大に伴う規則の一部改正でございます。

町民の要望にこたえまして、利用頻度の高い中津公民館につきましては平成16年度から無休化を試験的に実施してきました。また、図書館につきましては開館時間を1時間延長して、同じく試験的に実施してきたところでございます。いずれも問題なく実施していることや施行後間もなく3年が経過、また利用者にも十分に定着、浸透していることから規則改正を行うものであります。

愛川町立公民館条例施行規則新旧対照表をご覧くださいと存じます。表右側の下線部分のとおり改正するものでございます。第2条第1項第1号中、「火曜日」の次に「（愛川町中津公民館にあっては、次号に掲げる日を除く毎月の最後の火曜日）」を加え、同号ただし書き中、「水曜日（その日も休日に当たるときは、その直後の休日を除いた翌日）」を「その日以後においてその日に最も近い休日でない日」に改めるもので、また同項第2号を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、第2条第3項中「前2項に規定する」を削り、第3条第1項中「午後5時」を「午後6時」に改めるものでございます。

規則といたしましては、平成19年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

- （八木委員長） ありがとうございます。

それでは、ご質疑に移りますが、何かございましたらよろしくお願いいたします。

ちょっと課長、よろしいですか。

改正の日になんですが、ここの年末の「12月29日から翌年の1月3日までの日」と書いてありますが、年末年始をとったという意味は何か深い意味があるんですか。私は、わから

ない。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 年末年始に変えまして、字を消したというのは、年末年始だと日があはつきりしないので、不明点が多いということで、日付をはつきりしたということとでございます。

○（八木委員長） 括弧がついていても、括弧を前へずつと出したという意味ですね。はい、わかりました。

他にいかがでしょう。

○（岡本委員長職務代理） 年末年始休日というのは、通常とちよつと違ふという意味ではないんですか。特に年末年始で休みとじているということではないんですか。学校なんかの場合、年末年始休暇というのは別なんですよね、年末年始休暇と通常のあれとはね。だから年末年始というのは何か意味があるのではないですかね。そうではなくてただの休みなんですか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） そういうことで、法担当と協議して改正したわけです。

○（斉藤教育次長） 年末年始という意味で、わざわざわかりやすく括弧書きを入れていたのですけれども、これを明確にするということで、その辺の協議をして、はつきり指定をして、年末年始という言葉は省いてもいいのではないかというようなことで。

○（岡本委員長職務代理） となると、何のための休みなんですか、その3日間は。年の瀬の3日間とあとの3日間は、何で休みになるのかわからないですね。

○（斉藤教育次長） ですから今言うように、年末年始だから休みなんだよと、そういう意味がとれてしまうわけですね、とれてしまつて、従前どおりこの日は休みですよと、年末年始でなくても休みをとると。年末年始というのは役場のあれだと大体こうですけれども、一般企業は年末年始というのはどうとらえているのか。企業によつてもあれなのかね。

○（斉藤教育次長） 今、仕事をやっているところがありますのでね。

○（岡本委員長職務代理） そうはそうなんですけれども、でも行政関係はその日は休みと決めているわけでしょう、年末年始だから休みだと決めているでしょう。それ以外だと休みと決められなくなつてしまうのではないですか。

○（斉藤教育次長） これは、多分これだけではないと思うんですよ。これはここにこういうものが加わつてというのがあれば、ただこういうふうな表現になつてしまうんですよね。

○（岡本委員長職務代理） 問題ないなら、別にいいんですけれども。

○（斉藤教育次長） 法律の専門の人ですから。

- （八木委員長） 法律の専門家が見たって、こんなのは改正する必要があるもないも、私は意味無いと思う。
- （斉藤教育次長） こだわるんですよね、そういう人はね。だから、本当にこれがそのままだつて差し支えないと思いますけどもね。
- （八木委員長） 行政、要するに公務員関係はもう28日で終わって4日からということが、一般の会社は全然いろいろあるけど、別に年末年始でただし書き、括弧で入っていれば改正する必要も何もないと思うけどね。
- （斉藤教育次長） 私なんかもそう思いましたけどね。
- （八木委員長） 以上です、そういうことだそうでございます。
他にいかがでしょうか。
- （八木委員長） 三好委員。
- （三好委員） 三好です。中津公民館については無休化ということになりましたが、利用客が多いということからで当初は心配していたんですけども。無理がなく運営できていたというお話ですので本当に素晴らしいことだなと思いますが、今の休日については、まず「年末年始」を削除するというについては非常に不条理に思いましたけれども。
以上です。
- （八木委員長） それでは、日程第6、議案第15号 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてについて、提案のとおり改正することに異議ございませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- （八木委員長） ありがとうございます。それでは、愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決、決定をさせていただきたいと思います。

◎日程第7ないし日程第10

- （八木委員長） 続きまして、日程第7に移るわけなんですけど、日程第7の議案第16号から日程第10の議案第19号まで、関連もありますので、一括上程をさせていただきたいと思いません。議案の名称を読み上げさせていただきます。
日程第7、議案第16号 愛川町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、次に日程第8、議案第17号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、日程第9、議案第18号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、

て、同じく日程第10、議案第19号 愛川町奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上4つの議案を一括で上程したいと思いますので、説明をよろしく願いいたします。

○（八木委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） それではお手元の、初めに議案第16号をお出しいただきたいと思います。

愛川町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

本案の提案といたしましては、いわゆる通学区域が定められておりまして、その通学区域の中津第二小学校と高峰小学校の通学区域の境のところが双方の通学区となっておりダブリがあったということが新たに発見ができたことによりまして、改正をいたすものでございます。大変恐縮でございますが、お手元の資料の具体的な説明のため、一番後ろ側に地図がついてございますけれども、お出しいただきたいと思います。

地図を見ていただきますとわかりますように、こちらは中津の大字中津と大字角田の行政の境になるわけで、そこに赤く塗られた部分が、これが本来は高峰小学校通学区域になっているものでございましたが、中津第二小学校の区域にこの地番が入っているということから訂正をするがために、今回改正をさせていただくものでございます。

したがって、その地番については地図の下段にありますように、中津北原62番地の1から63番地の2までということございまして、この地番の部分が中津第二小学校になっていることから、本来は高峰小学校区域の通学区域であるわけでございますので、修正をしたいということでございます。

それで新旧対照表に戻っていただきまして、その裏面を見ていただきますと、中津第二小学校というところの真ん中ほどに線が入ってございまして、その左側が現行で、右側が改正案になってございます。

そして、例えば中津第二小学校の段のまず左側を見ていきますと、「大字中津のうち北原1番地からと書いてございまして、下線が引いてあります「4番地の2から105番地の1まで」ということでなっております。従いまして、この中には先ほど地図の方でご説明いたしました、中津の62番地の1から63番地の2という地番がこの中に入るということになりますので、それを除きたいということでございまして、それを改正案の方を見ていただきますと、例えば、下線でございますが、「4番地の2から61番地の2まで、64番地の1から105番

地の1まで」ということで具体的にその地番を表示することによって、その分を、62と63番地が一応除かれるということになりますので、そういう改正をさせていただくものでございます。

以上が、議案第16号の説明でございます。

したがいまして、条文につきましては一部改正の条文をご覧くださいとわかりますように、規則がこのような改正ということで提示をさせていただいております。その中ほどに「別表中中津第二小学校の項中「4番地の2から105番地の1まで」を「4番地の2から61番地の2まで、64番地の1から105番地の1まで」に改める。」ということに改正をいたすものでございます。

そして、この規則の施行については公布の日からということにさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、議案第17号の説明に入らせていただきます。資料をお出しいただきたいと思っております。

議案第17号でございますが、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

本規則の一部改正の理由といたしましては、学校教育法等の一部を改正する法律が昨年6月21日に公布がされました。それによりまして平成19年4月1日から施行するということの改正ということでございますので、その内容の中に今回この組織に関する規則の一部の条文を改正をいたすものでございます。

その主たるものといたしましては、1枚おめくりいただきますと規則改正がございます。ここの中ほどになります「第3条教育総務課の項第37号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条指導室の項第6号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める」ということで、その理由といたしましては学校教育法等の改正に伴うものでありまして、皆さんご案内のように、最近児童・生徒等の障害の長期化や多様化に伴いまして、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施、また、学校と福祉、さらには、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況にかんがみまして、児童・生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害施設に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに小中学校等における特別支援教育を推進することなどにより、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図るということで、「特殊学級」そのものの名称を「特別支援」ということで、例えば「特殊学級」だったとき

には「特別支援学級」、それから「特殊教育」だったものが「特別支援教育」ということに名称を改めるものでございます。

したがいまして、議案第17号について愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則にその条文があるものを、このように改正をいたしたいものでございます。

そして施行につきましては、学校教育法において施行が平成19年4月1日ということで定められておりますので、この規則の施行については19年4月1日から施行ということで、条文にこの施行日を記載させていただいたものでございます。

続きまして、同じく議案第18号でございます。こちらは愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてでございます。

この改正につきましても17号と同様の理由になるわけでございまして、1枚おめくりいただきますとその規程が表示されておまして、その別表の中に、この四角でくくってございます、上段が現行で、下段のものが新たに改正をしていく条文でございます。

そして、ここには下線が引いてございせんが、例えば下段の四角の中を見ていただきますと、その一番左側に「町指定自主研究校の決定」、「国・県研究指定校の推薦」、そして下段の「特別支援学級の設置」、これが現行ですと「特殊学級」になっておりますので、この「特殊学級」を「特別支援学級」に改めるものでございます。

それから、今度は左上に「特殊教育の指導・助言」と書いてございますが、下段を見ていただきますと、「特別支援教育」に改めることで、条文の改正を制定していきたいということでございます。

1枚おめくりいただきますと、現行との改正案との比較をここに表示をさせていただいております。これが決裁規程の新旧の対照表でございます。先ほど条文の説明をしたように、この改正部分については二重線が引かれていると思いますが、先ほど申しあげましたように「特殊学級」を右欄の改正案ですと「特別支援学級」、それから「特殊教育」を「特別支援教育」に改めるというものでございます。

以上が、議案第18号の説明でございます。

またこの点についても、施行については19年4月1日からとさせていただきたいものでございます。

続きまして、議案第19号の説明に入らせていただきます。

議案第19号につきましては、愛川町奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

内容については、お手元の、3ページをお開きいただき、そこに改正前と改正後の新旧対照表がございます。これにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

この規則につきましては、第2条で、奨学金の給付申請等に当たりまして提出する書類を定めており、書類について具体的にわかりやすく明記をするということと、また現実に提出していただくものをそこに明記をすることによって、住民にもわかりやすくしていきたいというのが趣旨でございます。

したがって、その表示の仕方についても提出していただく書類については（1）から（4）ということで、このような表示の仕方をすることによってわかりやすく理解できるようにしたいということの改正でございます。

したがって、新たに改正後の欄を見ていただきますと、下線が引いてあるところの中で（1）、（2）、（3）、（4）ということでありませけれども、従前は（1）、（2）、（3）はございましたが、（4）で「その他の教育委員会が必要と認める書類」ということを加えさせていただいたものでございまして、特にその点についてはここにありますような前年度の所得状況を証する書類というものが（3）に明記がされておりますが、その中でも所得等に係る書類がなかったりするケースなどもあります。したがって、そういったものについては新たに申請する方に書類の提出を求めたいということと、それからさらに関係する書類を新たに提出を願うということの要請をするための条文として加えさせていただいたものであります。

その1つの例としましては、2学年であったときに、高校生になるわけでございますので、いわゆるこれは高校進学のための奨学金としての給付目的でございますので、1学年のときに申請をしましたが、所得などを含めまして申請に対して許可が得られなかったという方が2学年のときに出す場合については、その成績等の証明なども求められる場合があります。それは選考委員会の中でその話なども要請として出てまいりますので、そういったものを整える中に、この（4）を加えさせていただいたということでございます。したがって、2学年あるいは3学年でまた申請する方については、そういう書類等の提出を新たに求めるために加えさせていただいたものでございます。

続きまして、真ん中ほどの「報告」という第5条でございますが、こちらについては第5条に第2項を加えたいということでございます。この条文でいきますと、「教育委員会は、奨学生を決定したときは、奨学生が在学する学校の学校長に報告するものとする。」ということでございますが、従前、これも現実的にはそのようなことを行っていることを改めてこ

の規則の中で条文化したいというものでございます。

それから、続きまして一番下段になりますけど、第6条の関係は「給付の決定通知」ということでございます。これは改正前でいきますと「教育委員会は、奨学生を決定したときは、奨学金給付決定通知書（第3号様式）により在学する学校長を経て、申請者に速やかに通知するものとする」という条文になっており、それを申請者に直接に通知することを現実として行っております。したがって、学校長を経由しないで申請者に直接通知できるということの現実の運営に基づき、また運用でございますので、そのようなことで条文の改正をさせていただくものであります。

しかしながら、奨学生の決定等をしたことにつきましては学校の方に報告は当然しておりますので、その通知経路については学校から手渡しいただくにも、既に中学校ですと高校に進学されておりますので、またその学校で受けた場合でも、また郵送かあるいはそういった届け出の方法をしなければならないということでもありますので、直接教育委員会が本人あてに通知を出しているのが実態でもありますので、そのような改正をさせていただくものでございます。

それから、続いて裏面を見ていただきますと「誓約書の提出」ということの第7条でございます。この誓約書につきましては、「決定通知を受けた者は誓約書（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。」ということになってございまして、改正後につきましてはただし書きで付け加えをしまして、「現に奨学金の給付を受けている奨学生については、この限りでない。」という条文を加えるものでございます。

その理由といたしましては、奨学生は高校1年のときに奨学金給付決定を受けて、今度2学年になったときにも例えば誓約書を出しているのかという問題がありましたので、それについては現に受けている方については2年、3年になった場合でも誓約書は提出をしなくてもよいという条文を加えるものでございます。

現実、その制約については当初は1年のときには提出をしていただきますが、既に支給の決定を受けている者については、2学年、3学年はそのような誓約書はあえて求めないということにしたいものでございます。

続きまして、最後になりますが第11条で「学業成績証明書等の提出義務」でございますが、この点についても新たに世帯の右側を見ていただきますと下線が引いてございますけど、「世帯の前年分の所得状況を証する書類を添えて」ということで、これはその分を当然ながら再度審査に当たって必要な場合などもございますので、その関係する書類を加えるという

ことの改正でございます。

したがって、同じように2項についても先ほど申し上げたようなことで給付申請の手續の第2条において定めている提出の書類の取り扱いの条文を改正と同様に一部を改正させていただくものでございます。

以上のようなことで、今回の第19号議案として奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を制定させていただきたいと思えます。

したがって、こちらも施行につきましては、19年4月1日から施行していきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○（八木委員長） ありがとうございます。

4つの議案を同時に上程いたしましたので、質疑、質問も同時にお受けしたいと思えますので、委員の方よろしくおねがいたします。いかがでしょうか。

○（岡本委員長職務代理） このような形で今の教育が、そうすると大変素晴らしいかと思うんですけど、今の奨学生の人数とかそういう制限はあるのですか。例えば申請されて、出されて、その条件とかに合っていれば何人でもいいのですか。

○（八木委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） こちらの奨学金については、特に人数は限定はございません。給付条件が備わっていれば人数は問わないことにしています。したがって、例えば町の方で予算を見るときには、前年等の実績で数字を予算計上しておりますので。新たに、19年度、件数が多くなった場合には、不足する場合については補てん等で対応するということとなりますので、あくまでもこの条件に見合っている方については、給付の決定がされています。

○（八木委員長） ありがとうございます。

他に何か。

○（八木委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） ただいまの質問に関連し、1点つけ加えさせていただきますと、例えば他に奨学金等を受けている場合については、本町の場合は支給はできないということになっておりますので、あくまでも、本町で受ける方は、他の給付は受けていないということになります。他も受けて本町もということは、これはないとご理解いただければと思えます。

○（八木委員長） よろしいでしょうか。

他にいかがですか。

- （八木委員長） 三好委員。
- （三好委員） 三好です。奨学金制度の実施は素晴らしいことだと思うんですが、それに伴い、受けている方々の感謝の気持ちがなかなか伝わってこないという現状がありまして、もらって放しであるとか、所得を何とかごまかしたとか、そういうところが見え隠れすると非常に残念なことになってしまいますので、きちんとこの辺を条文の中でうたっていただいて、それを履行していただくということは大事なことかなと思いますので、改正されたその内容については賛成です。
- （八木委員長） ありがとうございます。
- （八木委員長） 1点よろしいですか。今の奨学金の制度の中の、この奨学金の是か非かを決める選考委員会というのは、どんなふうな形の方々にやっつけいらっしゃるのですか。参考までにちょっと。
- （八木委員長） 教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 選考委員のメンバーにつきましては、選考委員については、この奨学金条例に定めておりまして、その中で選考委員会の委員、10名以内を持って組織をすることによって定めがございまして、その選考の実際の具体的な委員さんにつきましては、例えば民生委員さんが5名、それから主任児童委員さんが1名、それから3中学校の校長先生、それから小学校の校長先生の代表の方が1名ということの構成でございまして、そういった方々で申請があった内容等を先ほど申し上げた条件等をご審議しまして、その内容について確認をしていただき、審査決定を行っているのが委員会でございます。
- わかりました、ありがとうございます。
- ほかに質問いかがでしょうか。
- （八木委員長） 足立原委員。
- （足立原委員） 奨学生で決定して給付をしているのだけれども、途中で退学をしてしまったというようなケースが今までにどのくらいあるのですか。
- （八木委員長） 教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 今のご質問は、一たん給付決定をされその後に学校をおやめになってということで、私もそのデータは今持っておりませんが、余り無いのかなということで思っておりますが、今データを持っておりませんのでご了承願いたいと思います。
- （八木委員長） よろしいですか。

- （熊坂教育長） ちょっと補足を。
- （八木委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） 数字は今お話ししたとおり、ここにありませんので、過去の例でいいますと、他市町村に転出した場合にはこれは支給の対象から外れますので、そういうことで辞退された方、あるいは所得が次の年に多くなった方、そういうことで辞退をされたということは数ケースございます。ですから、他に退学等でも若干あったと思っております。
- （八木委員長） ありがとうございます。
- よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。
- （岡本委員長職務代理） 先ほど三好委員からしゃべってもらって、高等学校を卒業したことに対する感謝というか、話したんですけど、多いときはかなりの人数になると思うのですね、それを通れば。そういう子が卒業をして、それで社会に出るといときに、町の方でそういう子を一括召集して、無事終わって、確認して、これを機会に頑張れというような形で何かそのときに受給者からのお礼とかはどうなんですかね。余りそれはやり過ぎですか。
- （熊坂教育長） 実例としてはあります。本人が窓口で。
- （八木委員長） 教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 今おっしゃるように、私の方で特に求めるということではなくて、例えばお礼状ということで、どうにか3年間、給付を受けまして卒業できました、本当にありがとうございますと感謝の礼状は何件か来ております。
- （岡本委員長職務代理） 自主的でね。そうですか。なぜこんなことを聞いたかという、最近、給食費を払わないとか、そういう非常に学校関係で一旦もらってしまうと、あたかも当たり前のようになって、そういう傾向がありますよね。やはり奨学金は特別町の財状から特別に出ているわけで、そういったのを1つの機会ととらえて、何となくそういう今の世の中の風潮に対して1つの意味あるものなのかなと思ってちょっと、今ちょっと私の思いつきでした、それは。ただそういうのもどうかなということを、ちょっとお話ししたんですけども。以上ですけどね。
- （八木委員長） ありがとうございます。
- 他にはいかがでしょうか。
- （八木委員長） 三好委員。
- （三好委員） 先程、感謝のお手紙が何通かあるというお返事でしたけれども、ほとんどの方がもう、そのまま知らんぞということになるということで、そういうありがたいなとい

う、もう本当にありがたいなと思いますからね、そういうのをきちんとやっぱりやっぺいなければいけないのではないかなと思います。これは検討をしていただいて卒業するときにはこういう形をとりましようとか、何かそういう方向性が少しはっきりしてくれば、あらわす方もあらわしやすいのかなと思いますね。個人にゆだねておくとそのまま終わりということが実態だと思います。何らかの形をつくってあげるとそれにのっとして、こんなふうにいただいたものについてはきちんと感謝を述べて、もらうんだという、一連の流れを身につけていただきたいなと思います。

以上です。

○（八木委員長） ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。もしご質疑、ご意見がないようでしたら、4つの案件を一括して採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○（八木委員長） それでは、この4つの案件を原案のとおり採決、可決ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（八木委員長） ありがとうございます。

それでは、議案第16号から19号にかけましての4つの案件を、提出された原案のとおり可決されたということにしたいと思います。

ちょっと読み上げましょう。議案第16号 愛川町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、同じく議案第17号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第18号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、議案第19号 愛川町奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上の4つの議案を可決いたしました。

◎日程第11

○（八木委員長） それでは、次の日程第11に移りたいと思います。

愛川町文化財保護委員の委嘱について、議案第20号の説明をお願いいたします。

○（八木委員長） スポーツ・文化振興課長。

○（大貫スポーツ・文化振興課長） それでは、愛川町の文化財保護委員の委嘱について、議案

第20号の説明をさせていただきます。

愛川町文化財保護委員につきましては、愛川町文化財保護法第13条の規定によりまして委員の定数が7名、任期が2年となっております。現在の委員さんは平成20年3月31日、来年をもって任期が満了となるわけですが、中津に在住され、ここに書いてあります山田勲委員さんより、健康の理由から辞職したい旨の申し出があったわけですが、このようなことから、後任といたしまして中村義市氏を委嘱いただきたくご提案申し上げたわけですが、

任期につきましては、町の文化財基本条例第13条第5項の規定により前任者の残任期間ということで、平成20年3月31日までとさせていただきます。

なお、中村義市氏におかれましては、考古学の分野において卓越した識見を持っており、人格、風評等を加味し適任者と存じますので、お認めくださいますようお願いしたいと思います。

資料の条文の次のページに愛川町文化財保護委員名簿を添付させていただきました。1番から6番の方が現在の委員さんで、平成18年4月1日から20年3月31日。7番で中村義市氏、昭和22年度生まれ、中津647番、専門分野については考古学、現在田代小学校の校長です。

平成19年4月1日に就任とさせていただきます。

以上、お認めくださいますようお願いいたします。

○（八木委員長） ありがとうございます。

説明は以上ですが、委員さんのご意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（八木委員長） 異議ないようでございますので、原案のとおり議案第20号 愛川町文化財保護委員の委嘱については、残存期間に中村義市氏を委嘱させていただくということでお認めをお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

◎日程第12

続きまして、日程第12、学校医等の委嘱について、議案第21号に移りたいと思います。説明をよろしくお願いいたします。

○（八木委員長） 教育総務課長。

- （河内教育総務課長） それでは、お手元の議案第21号 学校医等の委嘱についてというこ
とでの説明をさせていただきます。

学校医等の委嘱につきましては、それぞれの内科あるいは眼科、歯科、また耳鼻咽喉科、
薬剤師ということで、それぞれの種別で各学校ごとに委嘱ということで各先生方をお願いを
しているところでございます。

この委嘱の期間等については特に定めがございませんので、ご協力いただく場合について
はお願いをして、ご本人がご都合が悪くなったときに変えるようなことということが今の実
例になってございまして、今回この4月1日の改正につきましてはお手元に名簿がついてご
ざいますが、黒く色塗りでされている先生方が今回委嘱ということで新たに4月1日からお
願いさせていただくものでございます。

今回は先生方の諸事情、あるいはまたご案内のように、春日台病院などが閉院されること
に伴ったということで、特に第二小の内科の先生については後任の医師を医師会に選出のお
願いをしまして、その医師会等の推薦等をいただいたものであります。またさらには耳鼻咽
喉科あるいは眼科等についての関係の代表の方をお願いをしまして、このようなことで新た
に5名の方の委嘱をさせていただきたいということで、本日提案をさせていただいたもので
ございます。

以上でございます。

- （八木委員長） 説明は以上でございます。

委員さんのご意見をお願いしたいと思います。

- （河内教育総務課長） 5名と申し上げましたけど、6名に呼びかけてありますので、6名
です。

- （八木委員長） 7名かかっている、6名という意味ですね。裏側の中学校の方に相原氏。

- （斉藤教育次長） 相原さんはダブっているね。

- （八木委員長） ダブっていますね。

- （河内教育総務課長） 改めて説明させていただきます。人数については5名でございます。
延べで一応6名ということで、そのようなことで委嘱させていただく形になります。

- （八木委員長） 説明は以上でございますが、いかがでしょうか。ご意見ございますか。

（発言する者なし）

- （八木委員長） 異議なしということでございますので、学校医等の委嘱については、原案
のとおりお認めをお願いしたいと思います。

それでは、議案第21号 学校医等の委嘱については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13

○（八木委員長） それでは、日程第13、その他に移りたいと思います。

1 番に新郷土資料館設計概要について伺います。

スポーツ・文化振興課長、お願いします。

○（大貫スポーツ・文化振興課長） それでは、その他でございます。新郷土資料館設計概要についてでございます。

新郷土資料館につきましては、教育委員さん、学識経験者としての町議会議員や文化財保護委員の方々、さらには区長会や一般の公募の方々など、町民各層を代表するの方々によって構成された「愛川町郷土資料館建設委員会」のご意見や土地所有者である国土交通省、神奈川県等、関係機関と協議を重ねてまいったわけでございます。おかげをもちまして、このたび設計が完了しましたので、その概要だということで資料4を配付させていただいたわけでございます。

建物の概要について簡単に申し上げますと、構造につきましては、鉄筋コンクリートの平屋建て、収蔵庫は天井高を有効利用させるために中2階の棚を設け、そこに多くの資料を収容できるようにしてございます。また屋根はガルバニウム鋼板葺きの切妻形状、外壁は下見板張り風のサイディング張りとし、立地する県立あいかわ公園の景観に配慮した和風のたたくまいにしたものでございます。

こうした外観上の基本的なコンセプトにつきましては、隣接する工芸工房村の整合性を図るため、神奈川県と調整を行い、同一敷地内にあっても違和感を抱くことのないように対応してございます。

建築工事については、平成19、20年度の2年継続事業でございまして、この新資料館につきましては、地域に残されました歴史や自然に関する資料を適切な環境で保存し、後世に伝えるとともに、それらを展示することによる情報の発信と調査・研究スペースを設けることによって、生涯学習の場にすることを目指しております。また歴史・民俗や自然などを、特定分野をテーマとしました企画展示の開催や、立地条件を活かした自然探索などのソフト面を充実させ、何度でも足を運んでいただけるような施設にしていきたいと思います。

教育委員会の皆様におかれましては、新たな資料館の必要性、有効性につきましては、これまでと同様のご理解をいただくとともに、新資料館の完成に向けなお一層のご指導、ご鞭

撻を賜りたいと思います。

資料4の概要を1枚開いていただきますと、非常に細かく上の方に「仕上表」となっております。ここには、一番上には「屋根」と書いてございますけれども、「フッ素樹脂塗装ガルバニウム鋼板」と書いてございますが、本当に読めるような状況にはなく恐縮しております。

次のページをお開き願いたいと思います。こちらが「配置図」となっておりまして、上部側に工芸工房村ということで建設がされ、県の方で実施されまして、下段の方に、資料館が建設されるわけでございます。

次のページを開いていただきたいと思います。次のページは「一階平面図」でございます。上段の方ですね、風除室から入っていただきましてエントランスホール、これを右の方に向かっていただきますと常設展示場がございます。こちらについては奥行きが約21メートルの、横が約12メートルほど、約80坪の広さになります。全体からしますと4分の1強の構成する広さになるわけでございます。

そしてその下に収蔵庫2がございまして、その下にさらに収蔵庫1と。収蔵庫2につきましては人文系ということで古文書関係、美術品関係、そして収蔵庫1につきましては自然系ということで化石、動植物資料というようなことになっているわけでございます。やはりこちらも収蔵庫1、2を合わせますと、面積で80坪ほどございます。よって、この常設展示室と収蔵庫を合わせますと全体の2分の1強ということになるかと思っております。

それでは次のページをお開き願いたいと思います。「中2階・小屋裏平面図」となっております。これは、先ほど収蔵庫については中2階ということであって、このように中2階を設け利用させていただくものです。

そして、その横にガスボンベ置き場と書いてございます。これにつきましては、窒素ガス消火装置としてここに配置してございます。

次のページをお開き願いたいと思います。こちらにつきましては、「立面図」であります。先ほど申し上げましたとおり、外壁については下見板張りというような感じで造ってございます。屋根につきましては工芸工房村と同じような感じになるかというものでございます。

次のページでございますが、「断面図」であります。断面図1を見ていただきますとわかりますように、先程、申し上げましたとおり、収蔵庫については中2階ということでございます。

そしてその下に断面図2がございますが、ガスボンベ置き場ということで、窒素ガスボンベがある形になります。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○（八木委員長） ありがとうございます。

課長には前もって設計概要をお手元にいただきましたので、それなりに見させていただきました。

委員さんの方で今の説明に対してお聞きしたいこと、その他ございましたらよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（八木委員長） 岡本委員。

○（岡本委員長職務代理者） 中2階の収蔵庫ですか、ここに置くものはそんな重いものというか、大きなものは置かないということなんですよ。エレベーターみたいなのはないんですよ。了解しました。

○（八木委員長） 1つ、課長よろしいですか、大貫課長。

裏側が副ダムで石小屋ダムの景観がいいところで、これは立面図ですと南なんですか、西なんですか、どちらになるんだろう。

○（大貫スポーツ・文化振興課長） 入り口ですか。

○（八木委員長） 入り口ではなくて、ダムの方、裏側というのは、この地図だと北だか南だか、南になるのかね。

○（大貫スポーツ・文化振興課長） はい、南側になります。玄関がこれでいくと北側になります。

○（八木委員長） あそこは景観がいいから、全部窓がなくてまるっきりくくってしまったらどうなるか、これは別に私が今さら言ったって何をかいわんやなんですけど、中の資料を検索しながら、あの向こう側の風景が見えるような。

これは資料館の性質から、難しいんでしょうか、ちょっと休めて外を見られるようなところがあると、また意味が違つかもしれないのですが、ちょっと余計な素人の考えで言いました。

○（八木委員長） わかりました。ほかに何かございますか。

○（八木委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） これはそのダムのところなのですが、ついては、その所管については。

例えば山十郎とかああいうものとは。それから非常勤職員をあえて雇用する、その辺のと

ころはまだはっきり出ていないのでしょうか。

○（八木委員長） スポーツ・文化振興課長。

○（大貫スポーツ・文化振興課長） 所管については山十郎と同様にスポーツ・文化振興課で管理運営につきましては現段階では指定管理者の制度も視野に入れて、研究をしていくものです。

○（八木委員長） よろしいですか。ほかに何かお聞きしたいことはございますか。

ないようでしたら、課長の言葉にもありましたけど、ぜひリピーターがどんどん来るような、一つのハードではなくてソフトの面を考えていただくようなことが先決かと思えますので。

では、今の説明をお聞きしたとおり、一つご了承願いたいと思います。

続きまして、その他の（２）その他に移らせていただきますが、何か。

教育長の方からまずお伺いします。

○（熊坂教育長） 新聞記事をご用意させていただきましたが、先ほども学校医の話で春日台病院の閉鎖のお話が出てまいりましたが、そのことにつきまして若干お話をさせていただきたいと思えます。

この問題が持ち上がりましたのは1月20日前後ではないかと思えますが、春日台病院の方から町長のところへ見えて、3月20日をもって閉鎖をしたい、そういう申し出がございました。その前にいろいろ相談があったのかというようなこともあったのですけれども、実際はなかったというのが実際のところでございます。そういうような状況がございまして、町唯一の入院ができる救急指定の病院ということで、担当とそれから町長と、その後の対策を考えるということでいろいろな手だてを調べたようでございます。

その中で現在、厚木市の棚沢にございます厚木北部病院が、現在あそこは60床足らずの病院だそうでございます。春日台は90床とそういうような状況でございましたが、北部病院がこれを大きくしたいという、かつての計画も内々は持っておられたそうでございます。そういう中で愛川町に移転をして150床程度の病院にしたいと、そういうことがございまして、町でもそれへ向けて援助をしていこうということで話が進みまして、今回の新聞発表になったわけですが、場所といたしましては、文化会館の北側に現在、職員それから来賓の駐車場があるわけですが、その場所を予定してございまして、約6,000平米の土地を当面は町が地権者から買収をし、厚木北部病院に無償貸与していくと。将来的には、場合によっては経営がうまくいけば賃貸というような形にはなるかもしれませんが、当面は無償貸与というこ

とで合意ができたようでございます。

なお、病院の方の建築については、普通の建物の建築よりも中の設備等が大変重要になってきますので1年足らずではできないということで、この記事にもありますように、2009年中に開院をしたいということで、北部病院の方でも考えられているということでございます。しばらくの間、町内に入院できる救急指定の病院がないわけですが、数年後には今以上に整った病院ができるということでございます。約3年近く、これからかかるということでございます。うまくいけば来年度の後半に建築をとればいいなということだそうですが、いずれにしても2年近く建設には要するということでございます。

以上で、ご報告を終わりにします。

○（八木委員長） ありがとうございます。

今、また余談になってしまいますが、北部病院のこちら側に老人ホームの県センターみたいながありますよね。ああいうのも一緒に来るのですか。

○（熊坂教育長） いや、あれはあのままだそうで。

○（八木委員長） あそこは別だね。道を挟んでありますよね。

○（熊坂教育長） はい。ですから、こちらへ移転した場合には、反対側もその拡張になるかもしれないという話も、うわさですが、ございます。

○（八木委員長） わかりました。

それでは、その他、ほかには何かございますか。委員さんの方でも何かその他に当たるような何かご提案なり何かございますか。

岡本委員。

○（岡本委員長職務代理者） すると2009年までは、当面の救急病院的な対応というのは、この北部病院が対応してくださるということですか。

○（熊坂教育長） 救急指定のは、この県央地区にほかにもありますので。

○（岡本委員長職務代理者） そういうことで、特に……。

○（熊坂教育長） はい。特にこれということではしてございません。1番近いのがあそこだということは事実でございます。

○（八木委員長） その他ございませんか。

ないようでしたら本日の委員会を締めたいと思いますが、ご異議ございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○（八木委員長） それでは、大変長いことご審議を慎重にいただきました。3月の定例

会はこれで閉会にさせていただきたいと思います。

どうもお疲れ様でございました。